

金沢市木の文化都市推進計画の策定について

1.概要

歴史・自然・文化と調和した金沢ならではの木の文化都市の実現を目指して、金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例に基づく、「金沢市木の文化都市推進計画」を策定します。

【計画期間】

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。
※社会情勢の変化に応じ、見直しを行いながら長期にわたり取組を進めていきます。

2.「木の文化」とは

【木の文化の定義】

「木の文化」とは、「木」がつくりだす自然環境や建物、工芸品などの「木の質感」を感じさせるものを、まちなみや生活に幅広く取り入れることによってつくられる文化のことです。

建物やまちなみだけでなく、生活のなかで触れることのできる工芸品やストリートファニチャー等も、木の文化に含まれます。

【木の文化都市の定義】

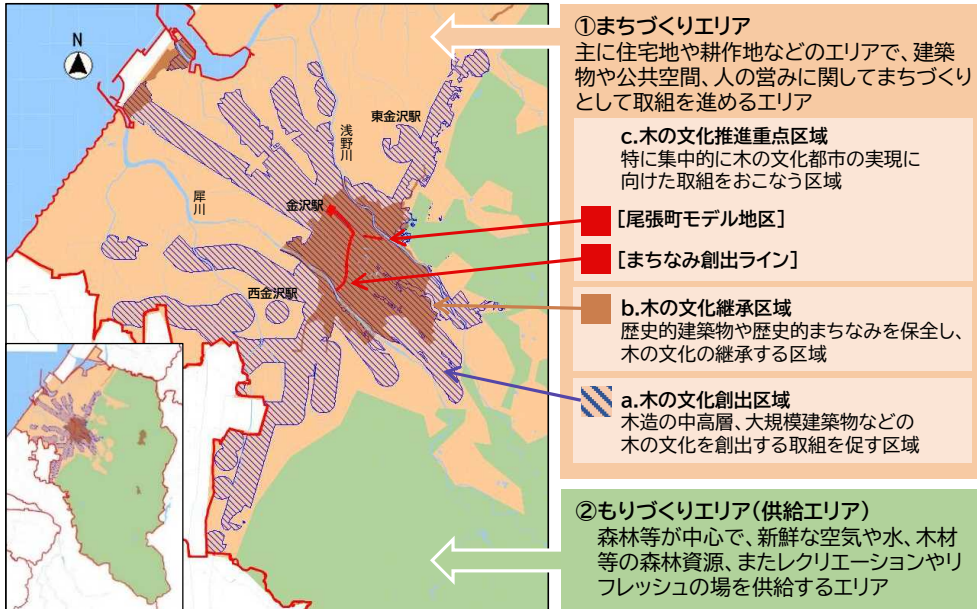
「木の文化都市」とは、「木」が持っている環境や人に優しいという優れた特徴を、まちづくりに生かし続けることができる都市のことです。「木」が持つ特徴を生かす都市とします。

3.エリア別のまちづくり方針

【エリア設定の考え方】

基本方針(4.施策の体系参照)に基づき、施策を進める推進エリアを定めます。
推進エリアは金沢市全域とし、大きく①まちづくりエリアと②もりづくりエリアの二つに区分します。
そのうち①まちづくりエリアについて、施策に応じた3つの区域を設定します。

【推進エリアの範囲】



4.施策の体系

目指す姿 木の文化を感じられる暮らしとまちをつくる

▼基本方針

継承

金沢の歴史と文化に根ざした木の文化を継承する

▼施策の方向性

1. 木の文化を知る・理解する

2. 木を仕事にする、日々の暮らしに活用する

3. 木をつかった建物や空間をまもる・つくる

4. 森とまちの好循環をつくる

5. 木の文化を担う主体がつながり、ともに推進していく

▼具体的な取組

- (1)木の文化について情報を発信する
- (2)木材や森林などに触れる機会を提供する

- (1)木に関わり、仕事にする
- (2)木をつかった製品・工芸、技術を事業活動に取り入れる
- (3)木をつかった製品・工芸、技術を日々の暮らしに取り入れる

- (1)木の文化をつたえる建築物や空間を継承する
- (2)民間施設などでの木の利用を促進する
- (3)市の施設において積極的に木を利用する
- (4)公園や街路などの公共空間に木を活かす

- (1)まちと暮らしを支える森を整備する
- (2)森の恵みを積極的に活用し、森を循環的に更新する

- (1)木をめぐる関係者の連携を進める
- (2)産学官が連携し、木の文化の推進に取り組む
- (3)広く関係自治体と連携し、木の文化を推進する

創出

新たな木の文化を創出する